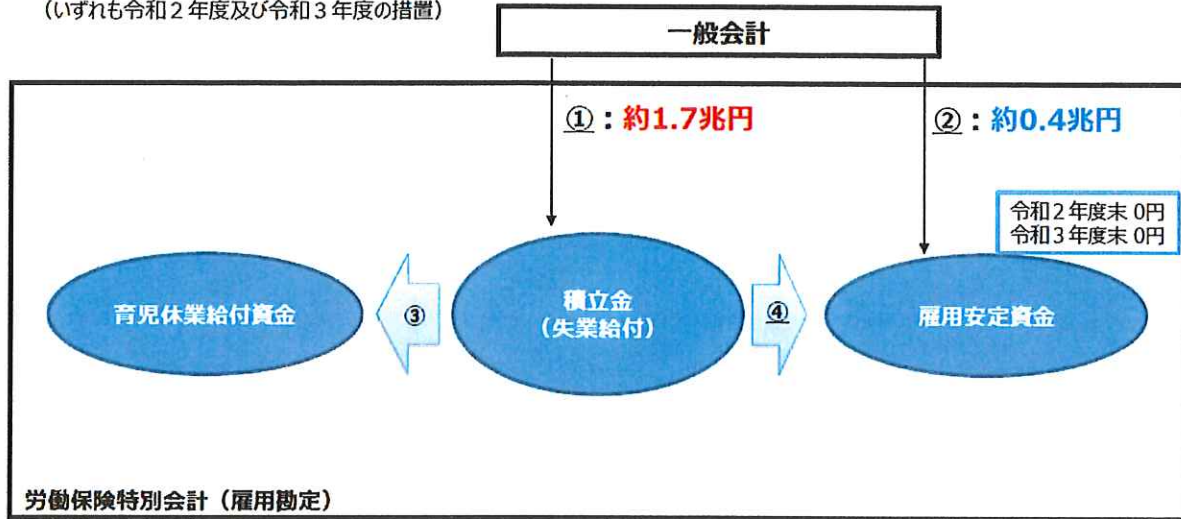


令和3年度補正予算案による一般会計からの繰入額の内容

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。
(いずれも令和2年度及び令和3年度の措置)



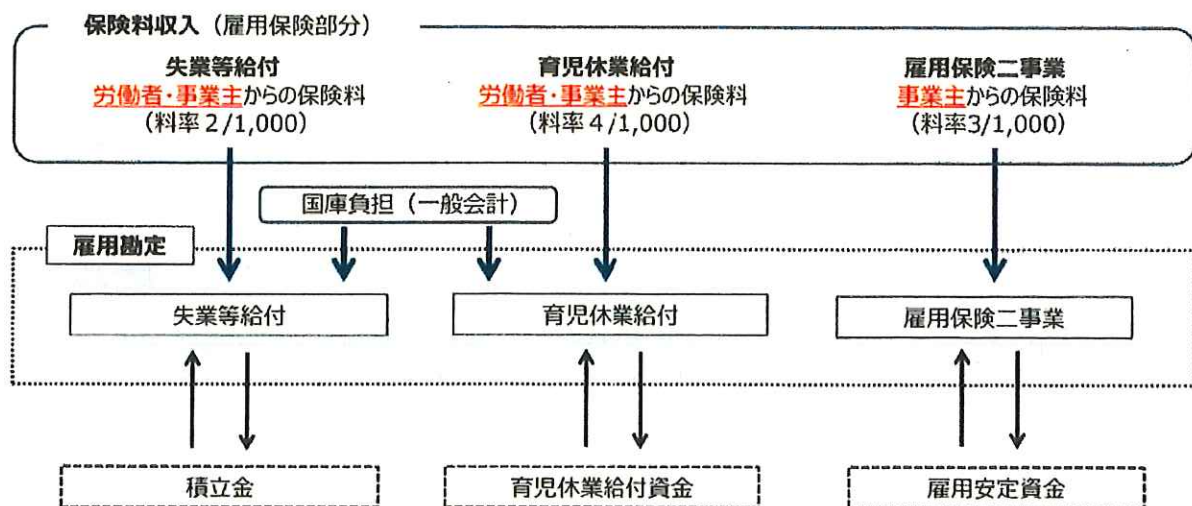
- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

出所：厚生労働省 第163回労働政策審議会雇用保険部会（2021年12月20日）参考資料

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。
※ 令和2年改正法により、令和2年度から育児休業給付を失業等給付から切り離して区分経理（育児休業給付について給付と負担の関係を明確化して均衡の取れた財政運営とするとともに、その他の給付について景気の動向により的確に対応できるようにするため。）
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。
- また、雇用保険の保険事故である失業等については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考えから、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。（例：基本手当 給付額の1/4（本則））

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み



出所：厚生労働省 雇用保険法等の一部を改正する法律案について 参考資料

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（抄）（第一条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

（新設）

（略）

第六十七条の二

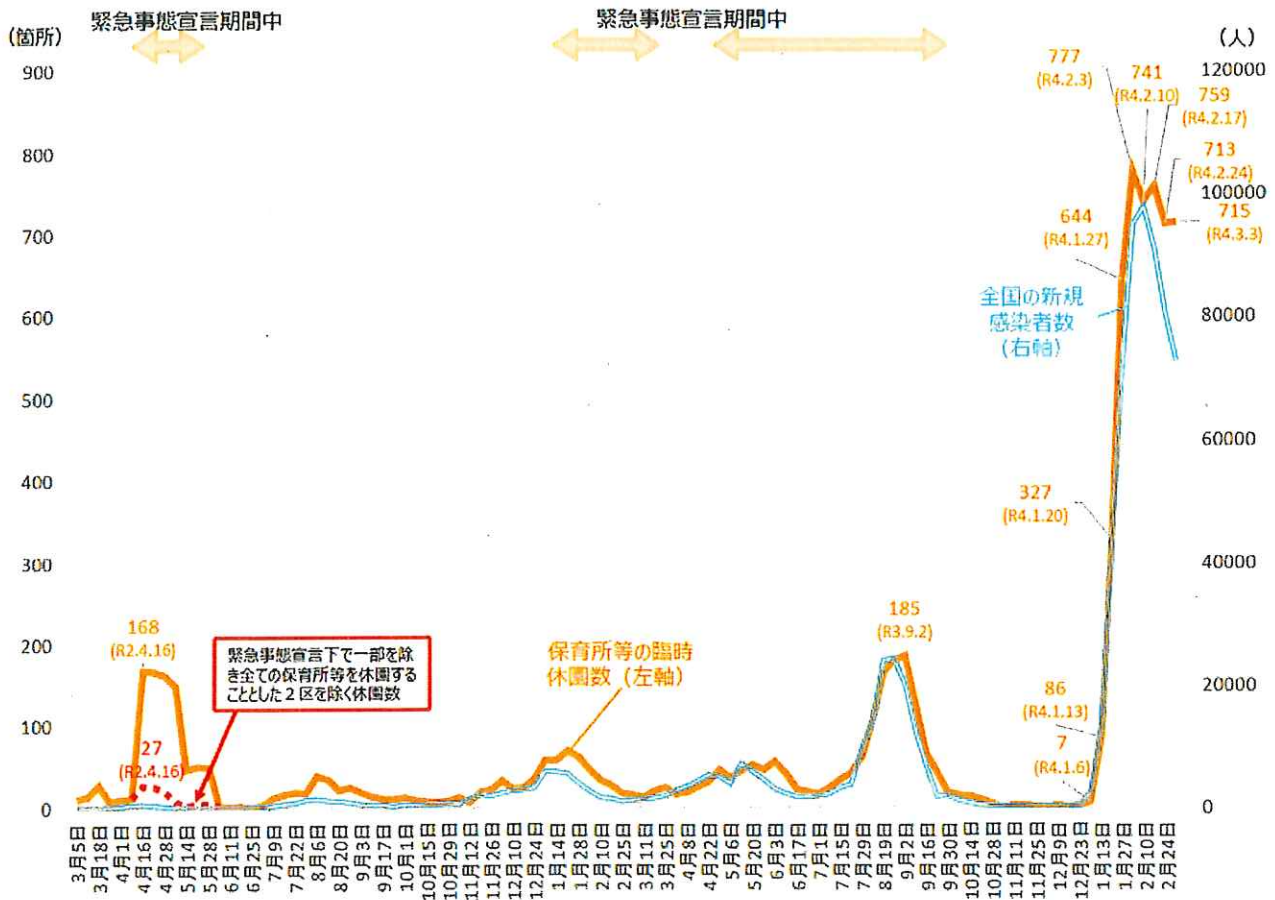
国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては千分の十四・五）以上である場合その他の政令で定める場合に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

（新設）

附則
第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

R4.3.3 14時現在

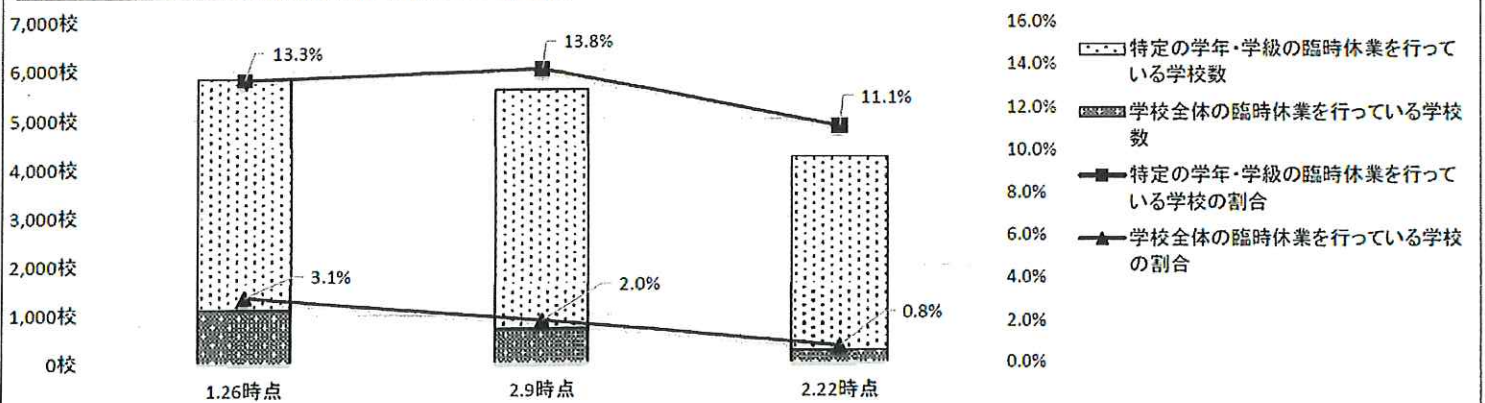
全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一部および全体の臨時休業集計 (令和4年2月22日現在)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	69校 2.4% (+0.2%pt)	2,895校 15.4% (-2.4%pt)	693校 7.6% (-3.0%pt)	180校 5.1% (-5.4%pt)	114校 10.4% (-2.3%pt)	3,951校 11.1% (-2.7%pt)
学校全体の臨時休業を行っている学校	36校 1.3% (-1.2%pt)	165校 0.9% (-2.0%pt)	43校 0.5% (-0.2%pt)	17校 0.5% (±0%pt)	9校 0.8% (-0.6%pt)	270校 0.8% (-1.2%pt)

【参考】公立学校の臨時休業状況の推移



出所：文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査の結果について」令和4年3月4日

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

令和2年度第1次補正予算 1,673億円
(一般会計:408億円 労働保険特別会計雇用助成:1,265億円)
令和2年度第2次補正予算 46億円
(一般会計:28億円 労働保険特別会計雇用助成:18億円)
令和3年度補正予算 55億円
(一般会計:16.4億円 労働保険特別会計雇用助成:38.1億円)

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休業に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等^(※)に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額（令和4年1月以降分）

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（小学校休業等対応助成金）
※日額上限… 令和4年1～2月：11,000円、令和4年3月：9,000円
(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業：15,000円)
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、
令和4年1～2月：1日当たり5,500円、令和4年3月：1日当たり4,500円（小学校休業等対応支援金）
(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に住する方：7,500円)（定額）

●適用日：令和2年2月27日～令和3年3月31日及び令和3年8月1日～令和4年3月31日の間に取得した休暇

●個人申請：事業主が助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

実績	令和2年2月27日～令和3年3月31日までの休暇分 ※令和4年3月4日時点			令和3年8月1日からの休暇分 ※令和4年3月4日時点		
	申請件数	支給決定件数	支給決定金額	申請件数	支給決定件数	支給決定金額
小学校休業等対応助成金	約179,300件	163,000件	604.1億円	約19,442件	12,444件	13.7億円
小学校休業等対応支援金	約33,400件	27,628件	56.1億円	約3,600件	1,225件	1.2億円
新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	令和3年9月30日以降(令和3年12月28日時点集計)			683人	386人	1752万7千円

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、
(1)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
(2)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）
※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)
① 1日当たり支給額 (8,265円※ (令和3年4月分は11,000円/令和3年12月までは9,900円) が上限) ② 休業実績

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の申請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和4年3月31日の期間において11,000円。

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、短時間営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したもものとして対象となる。
・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
(就労した日は休業実績から除く。)

3 申請期限

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

※ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、受付可能。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15）

(資料⑤-1)

母体保護の概念に反した早すぎる復帰

雇用関係によらない働き方と子育て研究会

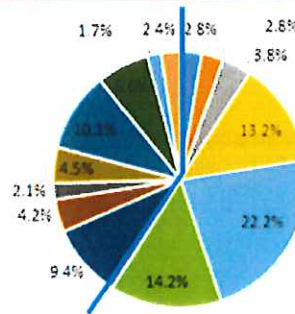
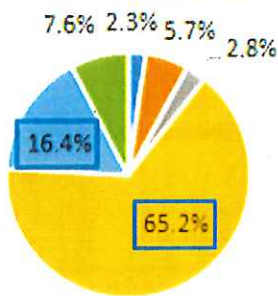
妊娠・出産・育児を経て仕事を継続している人の復帰タイミングは、**産後2ヶ月以内が59.0%、産後1ヶ月以内でも44.8%にのぼる**

※労基法で定められた産後休業期間は産後8週間(約2ヶ月)

※業務時間が1日4時間/週3日以上の人に絞ると、産後1ヶ月以内に復帰した人は46.9%、産後2ヶ月以内に復帰した人は60.5%

【Q16】妊娠・出産・育児を機に仕事の状況がどうなったか教えてください。

【Q17】Q16で4、5の「仕事を継続した」方にお聞きします。産後どのくらいで仕事復帰しましたか。ゆるやかなペースで仕事を再開したとしても、最初に仕事をした日でお答えください。



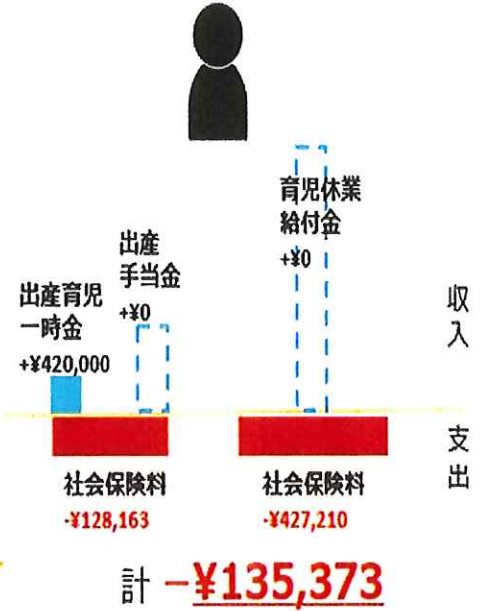
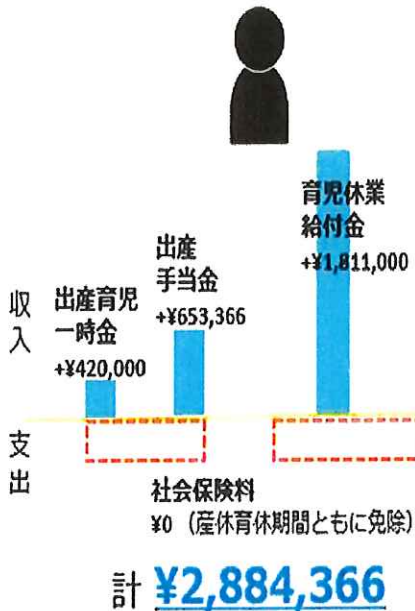
産後2ヶ月以内が**59.0%**

(資料⑤-2)

会社員Aさん

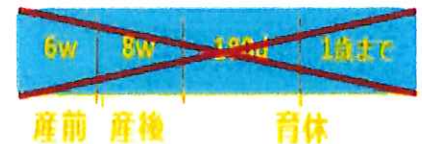
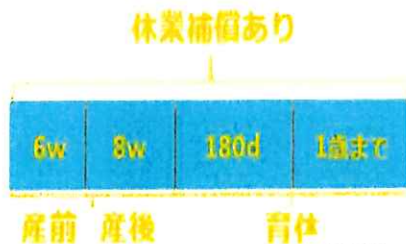
フリーランスBさん

前提：両者ともに
働き方=週5日8時間
出産日=2018年2月1日
月収=30万円



$$Aさん ¥2,884,366 - Bさん -¥135,373 = ¥3,019,739$$

雇用関係の有無による
300万円の差



出所：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
2018「雇用関係によらない働き方と子育て研究会」によるアンケート調査